

改正

平成28年3月25日教委告示第1号

荒尾市就学援助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に係る費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助の対象者は、市内に住所を有し、市内の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、就学援助の対象者とする。

(1) 市内に住所を有し、市外の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者

(2) 市外に住所を有し、市内の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者

3 前2項の小学校又は中学校は、国又は地方公共団体が設置するものに限る。

(受給資格)

第3条 就学援助を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144条）第6条第2項に規定する者をいう。

(2) 準要保護者 前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で、前年度又は当該年度において次のいずれかに該当するものをいう。

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた者

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市町村民税の非課税の措置を受けている者

ウ 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免を受けている者

エ 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免を受けている者

オ 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免を受けている者

カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく国民年金保険料の減免を受けている者

キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶

予を受けている者

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給を受けている者

ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている者

コ アからケまでに掲げる者のほか、要保護者に準ずる程度に困窮している理由があると教育委員会（以下「委員会」という。）が認めた者

（援助の種類）

第4条 就学援助費の支給対象となる費用は、次に掲げるとおりとし、援助は、その全部又は一部について行うものとする。

- （1）新入学児童生徒学用品費
- （2）学用品費・通学用品費
- （3）校外活動費
- （4）給食費
- （5）修学旅行費
- （6）通学費
- （7）医療費
- （8）日本スポーツ振興センター災害共済掛金

2 要保護者のうち、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受給している保護者については、前項第5号、第7号及び第8号に掲げる就学援助費に限り受給することができる。

3 準要保護者のうち、第2条第2項第1号に規定する者については、第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる就学援助費に限り受給することができる。

4 準要保護者のうち、第2条第2項第2号に規定する者については、第1項第4号、第7号及び第8号に掲げる就学援助費に限り受給することができる。

（支給額及び支給方法）

第5条 前条に規定する就学援助の支給額は、予算の範囲内で委員会が別に定めるものとする。

2 就学援助費の支給は、金銭によるものとする。

（申請）

第6条 就学援助費の支給を受けようとする者は、就学援助申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、必要な書類を添えて、当該児童生徒が在学する学校又は委員会に提出しなければならない。ただし、要保護者については、申請を必要としない。

2 申請書は、毎年6月1日から各学校又は委員会がそれぞれ定める期日までに提出しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない特別な理由があると認める者については、この限りでない。

(認定等)

第7条 委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、審査の上、就学援助の認定の可否を決定し、校長を経て保護者へ就学援助審査結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。ただし、第2条第2項第1号に規定する対象者については、委員会から直接保護者へ通知するものとする。

2 委員会は、前項の審査を行うため必要があるときは、関係する福祉事務所長に対して助言を求めることができる。

3 第1項の規定の可否については、世帯全員の収入合計額が生活保護法に規定する基準額の1.3倍の額を基礎とし、認定しなければならない。

4 就学援助の認定日は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 前条第2項に規定する期間内に申請書を提出した者 当該申請書を提出した年の4月1日

(2) 前号の申請書を提出した者のうち4月1日から申請書を提出する日までの間に世帯状況の変更が生じたもの 当該世帯状況の変更が生じた日

5 前項の規定にかかわらず、前条第2項ただし書に規定する者の就学援助の認定日は、委員会が指定する日とする。

(権限の委任)

第8条 前条の規定に基づき認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、就学援助費に関する請求、受領、使途、手続等の一切の権限について、委任状の提出をもって校長に委任しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 認定者は、就学援助の認定を受けた後、当該認定に係る就学援助費の支給を受ける事由が消滅したときは、速やかにその旨を学校又は委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。この場合において、認定者が就学援助費を既に受給している場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 認定者が第2条及び第3条に規定する条件に該当しなくなったとき。

(2) 認定者が虚偽の申請又は不正な手段により認定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、認定が適当でないときと委員会が認めたとき。

(世帯の変更)

第10条 認定者は、世帯人員の増減等により世帯状況に変更が生じた場合は、新たに申請書を提出しなければならない。

2 第6条の規定は、前項の規定による申請書の提出について準用する。この場合において、同条第2項中「毎年6月1日」とあるのは、「世帯状況の変更が生じた日」と読み替えるものとする。

(異動報告)

第11条 校長は、認定者に異動があった場合は、速やかにその旨を委員会へ報告しなければならない。

(受給者の責務)

第12条 認定者は、第1条に規定する目的に従い、公正かつ効果的に就学援助費を使用しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日教委告示第1号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。